

直結給水の範囲拡大に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「規程」という。）第8条第1項第1号に規定する3階直結直圧式、直結増圧式及び特例直結直圧式（以下「特別な直結給水方式」という。）により水の供給を受けようとするときの給水装置工事（給水装置の新設及び改造（軽微な変更を除く。）の工事をいう。以下同じ。）の設計審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 3階直結直圧式 建築物の3階以下の部分（2階以下の部分のみの場合を除く。）に対して、配水管の水圧により給水する給水方式をいう。
- (2) 直結増圧式 給水装置に増圧給水設備（一部の給水器具が給水水圧より高い水圧又は給水水圧により供給される水量よりも多い水量を必要とする場合に、当該給水器具に対して補助加圧することを目的に設置するものを除く。）を設置して給水する給水方式をいう。
- (3) 特例直結直圧式 直結増圧式により給水する場合に、増圧給水設備の設置を猶予し、配水管の水圧により給水する給水方式をいう。
- (4) 受水槽式 給水装置からの水をいったん受水槽で受け給水する給水方式をいう。
- (5) 多段型直結増圧式 直結増圧式のうち、一の給水装置上に二以上の増圧給水設備を直列に設置するものをいう。

(給水方式の選定基準等)

第3条 一の建築物は、一の給水方式で給水するものとする。ただし、当該建築物における給水装置又は受水槽以下装置の適正な管理を行うために必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水方式を特別な直結給水方式とする給水装置工事の工事承認申込者は、給水装置工事施行承認申込書に次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(1) 給水方式を3階直結直圧式又は直結増圧式とする給水装置工事においては直結給水条件承諾書(第1号様式)、給水方式を特例直結直圧式とする給水装置工事においては特例直結直圧式給水条件承諾書(第2号様式)

(2) 給水装置の配水管への取付口における水圧を測定した設計水圧等通知書の写し

(3) その他管理者が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、専用住宅で給水方式を3階直結直圧式とする給水装置工事の場合には、設計水圧を150キロパスカルとするときは、前項第2号の書類の添付は要しない。

(配水管水圧)

第5条 特別な直結給水方式は給水装置を取り付ける配水管の最小動水圧が、次の各号に掲げる給水方式に応じ、当該各号に定める水圧を超える場合に行き得るものとする。

(1) 3階直結直圧式 専用住宅に給水する場合にあっては150キロパスカル、専用住宅以外に給水する場合にあっては200キロパスカル

(2) 直結増圧式 200キロパスカル

(3) 特例直結直圧式 300キロパスカル

(設計水圧)

第6条 給水方式を特別な直結給水方式とする給水装置工事の設計水圧は、次の各号に掲げる給水方式及び給水装置を取り付ける配水管の最小動水圧に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 3階直結直圧式

給水装置を取り付ける配水管の最小動水圧	設計水圧
150キロパスカル以上 199キロパスカル以下	150キロパスカル
200キロパスカル以上 249キロパスカル以下	200キロパスカル
250キロパスカル以上	250キロパスカル

(2) 直結増圧式

給水装置を取り付ける配水管の最小動水圧	設計水圧
200キロパスカル以上 249キロパスカル以下	200キロパスカル
250キロパスカル以上	250キロパスカル

(3) 特例直結直圧式

給水装置を取り付ける配水管の最小動水圧	設計水圧
300キロパスカル以上 349キロパスカル以下	300キロパスカル
350キロパスカル以上 399キロパスカル以下	350キロパスカル
400キロパスカル以上	400キロパスカル

(設計)

第7条 給水方式を特別な直結給水方式とする給水装置工事の設計は、規程第7条で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に適合するよう行わなければならない。

- (1) 計画使用水量が、使用実態に適していること。
- (2) 給水管の管内流速が、口径50ミリメートル以下の場合は毎秒2メートル以下、口径75ミリメートルの場合は毎秒1.5メートル以下であること。
- (3) 給水装置の配水管への取付口の口径及び給水装置を取り付ける配水管の口径が、次の表のとおりであること。

給水装置の配水管への取付口の口径	給水装置を取り付ける配水管の口径
25ミリメートル	50ミリメートル以上
40ミリメートル	350ミリメートル以下
50ミリメートル	75ミリメートル以上
	350ミリメートル以下
75ミリメートル	150ミリメートル以上
	350ミリメートル以下

2 特別な直結給水方式により水の供給を受ける建築物が、他の建築物と給水装置を共用する場合は、当該給水装置の配水管への取付口から当該給水装置により水の供給を受ける全ての建築物の給水装置の末端までの範囲において、前項各号に掲げる事項に適合していなければならない。

(増圧給水設備)

第8条 直結増圧式の用に供する増圧給水設備は、ポンプ設備のほか、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定める逆流防止装置により構成するものとする。

(1) 一の増圧給水設備による場合 減圧式逆流防止装置

(2) 二以上の増圧給水設備による場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 最上流に設置する増圧給水設備 減圧式逆流防止装置

イ ア以外の増圧給水設備 減圧式逆流防止装置又は単式逆流防止弁（JWB 129）等（減圧式逆流防止装置以外の逆流防止装置をいう。）

(ポンプ設備)

第9条 ポンプ設備は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合し、かつ、公益社団法人日本水道協会が定める規格で水道用直結加圧形ポンプユニットB130に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもので

なければならない。

2 ポンプ設備は、次の各号に定めるところに従って設置しなければならない。

(1) メーターその他の給水装置に影響を及ぼさないよう吐出圧を調整すること。

(2) ポンプ設備の振動が配管に伝わらないよう防振措置を施すこと。

(3) 維持管理のため必要となる十分な空間があり、常時点検が可能であること。

(4) 多段型直結増圧式の場合、次に定める事項によるものとする。

ア 公益社団法人日本水道協会の規格（JWWA B 130）に定める性能を満たすこととし、現地にて過度圧力変動試験を行い、試験実施後、速やかに試験成績書を提出すること。

イ 1段目のポンプの給水容量を2段目のポンプの給水容量以上となる組合せとすることとし、適切な位置への圧力タンクの設置や圧力制御装置等により、吐水圧力の変動を防止するための対策を講じること。

ウ 2段目以降に設置するポンプの上流側において、ポンプより高い位置に吸排気弁を設置し、吸排気弁からの排水に対する必要な設備を設けること。また、屋上等にポンプを設置し、ポンプの下流側の配管をポンプより低位置に設置する場合は、ポンプの下流側に同様の設備を設置すること。

（減圧式逆流防止装置）

第10条 減圧式逆流防止装置は、止水栓又は仕切弁、ストレーナ及び減圧式逆流防止器により構成するものとし、減圧式逆流防止器は、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合し、かつ、日本水道協会規格水道用減圧式逆流防止器B134に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。

2 減圧式逆流防止装置は、次に定めるところにより設置しなければならない。
。ただし、ポンプ設備に減圧式逆流防止装置が組み込まれている場合は、この限りでない。

(1) ポンプ設備に近接した上流側に設置すること。

(2) 排水を考慮した水没しない場所で、原則として建物内に設置すること。

(3) 適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。

(直結増圧式における維持管理)

第11条 使用者又は所有者は、増圧給水設備を次の各号に定めるところにより管理し、その記録を1年以上保管しなければならない。

(1) 定期的に保守点検を行い、必要に応じて修繕を行うこと。

(2) 1年に1回以上は製造者、設備管理業者等による点検整備を実施すること。

2 使用者又は所有者は、増圧給水設備の異常又は故障に備え、製造者、設備管理業者等と維持管理契約等を結び、増圧給水設備等にその連絡先を明示するよう努めるものとする。

(増圧給水設備の設置スペースの確保等)

第12条 給水方式を特例直結直圧式とする給水装置工事の工事承認申込者は、当該給水装置に直結する増圧給水設備の設置に必要な空間（以下「設置スペース」という。）を確保しなければならない。

2 使用者又は所有者は、設置スペースに直ちに増圧給水設備が設置できる状態を維持しなければならない。

3 使用者又は所有者は、増圧給水設備の設置が必要となった場合に備え、直ちに給水方式を直結増圧式とする給水装置工事を施行できる体制を確保するよう努めるものとする。

(特例直結直圧式における給水上の支障)

第13条 使用者又は所有者は、特例直結直圧式により給水する場合において配水管の水圧変動、使用水量の変化等の事情により水圧、水量の不足等給水上の支障が生じたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに給水方式を直結増圧式とする給水装置工事を施行しなければならない。

(既設の給水装置)

第14条 既設の給水装置について給水方式を3階直結直圧式、直結増圧式又は特例直結直圧式に変更する給水装置工事においては、既設の給水装置(当該工事により撤去されるものを除く。)は次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 配水管の取付口における給水管の口径が75ミリメートル以下であること。ただし、給水装置を取り付ける配水管の水圧、計画使用水量等の事情を考慮し、管理者が支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 口径が、材質及び老朽度を考慮した上で、計画使用水量に対し適正な水量及び水圧を確保できるものであること。
- (3) 老朽化を原因とする水質異常がないこと。
- (4) 水圧変動により漏水、水撃波等の支障が生じないこと。

2 既設の給水装置の老朽化を原因として、水量又は水圧の不足、赤水、漏水等給水上の支障が生じた場合は、使用者又は所有者は、既設の給水装置の布設替を行う等の処置を施さなければならない。

(受水槽式からの給水方式の切替え)

第15条 給水方式を、受水槽式から3階直結直圧式、直結増圧式又は特例直結直圧式に切り替える給水装置工事は、管理者が別に定めるところにより行わなければならない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、給水方式を特別な給水方式とする給

水装置工事について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成17年8月1日から施行する。

(直結給水の範囲拡大に関する取扱要領の廃止)

2 直結給水の範囲拡大に関する取扱要領(平成11年5月31日11川水業給第24号)は、廃止する。

附 則(平成18年1月27日17川水業給第286号)

この要領は、平成18年1月27日から施行する。

附 則(平成18年10月10日18川水業給第276号)

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日21川水総給第589号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月9日25川上サ給第461号)

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日27川上サ給第357号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日28川上サ給第1038号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月18日29川上サ給第185号)

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則(平成31年1月11日30川上サ給第240号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日31川上サ給第196号)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日2川上サ給第332号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

直結給水条件承諾書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

所有者又は工事施行承認申込者(所有者となる場合)

住 所
氏名・名称及び代表者名
電 話 番 号

給水装置場所	区
工事施行者 (指定給水装置工事事業者)	氏名又は名称 電話番号

給水方式を3階直結直圧式又は直結増圧式とするに当たり、次の条件について承諾します。

1 3階直結直圧式又は直結増圧式に共通する事項

- (1) 直結給水には、受水槽のような貯留機能がないため、断水や水圧低下のときに水の使用ができなくなることを。
- (2) 損害補償
3階直結直圧式又は直結増圧式による給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、本市、他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。
- (3) 所有者等の継承
所有者又はこの建築物等を管理する者を変更する場合は、変更後の所有者又はこの建築物等を管理する者に、この条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。また、この建築物等の部屋等の賃貸をする場合は、関係者にこの条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。
- (4) 既設の給水装置等の使用責任
既設の給水装置又は受水槽以下装置の給水方式を3階直結直圧式又は直結増圧式に変更した場合、これに起因する漏水、赤水等が発生したときは、給水装置の布設替等を所有者の責任において行い、上下水道局の指示に従い直ちに改善すること。
- (5) 条例・規程等の遵守
この条件承諾書に掲げることのほか、3階直結直圧式又は直結増圧式による給水装置の管理、水の使用等について、川崎市水道条例、川崎市水道条例施行規程等を遵守すること。
- (6) この条件承諾書に掲げる事項をこの建築物等を管理する者、使用者等に周知徹底し、3階直結直圧式又は直結増圧式による給水に起因する紛争等については当事者間で解決し、本市には一切迷惑をかけないこと。

2 直結増圧式給水に関する事項

- (1) 故障時の対応
停電や故障により増圧給水設備が停止した場合又は水圧低下により一時的な取水不良が発生したときは、直結直圧式による給水栓を使用すること。また、直結直圧式による給水栓を設置しない場合は、使用者又は所有者の責任で、ほかの方法による応急給水で対処すること。
- (2) 断水、濁水、減水時の対応
使用者又は所有者が本市から断水、濁水、減水の通知を受けたときは、止水栓の開閉、増圧給水設備の停止及び復旧操作等の必要な措置を講じ、増圧給水設備の故障等を生じさせないようにすること。また、それらに係る費用負担は、使用者又は所有者の責任において行うこと。
- (3) 定期点検
増圧給水設備及び減圧逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行い、必要となる修繕を行うこと。

特例直結直圧式給水条件承諾書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

所有者又は工事施行承認申込者(所有者となる場合)

住 所
氏名・名称及び代表者名
電 話 番 号

給水装置場所	区
工事施行者 (指定給水装置工事事業者)	氏名又は名称 電話番号

給水方式を特例直結直圧式とするに当たり、次の条件について承諾します。

- 1 直結給水には、受水槽のような貯留機能がないため、断水や水圧低下のときに水の使用ができなくなる
こと。
- 2 断水や水圧低下の発生を予見することが困難であること。
- 3 損害補償
特例直結直圧式による給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、本市、他の使用者等に損害を与えた場
合は、責任を持って補償すること。
- 4 所有者等の継承
所有者又はこの建築物等を管理する者を変更する場合は、変更後の所有者又はこの建築物等を管理する
者に、この条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。また、この建築物等の部屋等の賃貸をする
場合は、関係者にこの条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。
- 5 既設の給水装置又は受水槽以下装置の給水方式を特例直結直圧式に変更した場合、これに起因する漏水、
赤水等が発生したときは、給水装置の布設替等を所有者の責任において行い、本市の指示に従い直ちに改
善をすること。
- 6 当該給水装置に直結する増圧給水設備の設置に必要な空間を設けること。
- 7 平時の備え
給水上支障が生じた場合に備え、日頃から所有者、この建築物等を管理する者、使用者その他利害関係
人との間での連絡体制を整え、この条件承諾書に掲げる事項の周知や、給水方式を直結増圧式とする工事
の施行業者の確保等に努めること。
- 8 給水上支障が生じた場合の処置
配水管の水圧変動、使用水量の変化等の事情により水圧、水量の不足等給水上の支障が生じたとき又は
そのおそれがあるときは、直ちに給水方式を直結増圧式とする工事を施行すること。また、その給水上の
支障の原因が一時的な場合は、使用者又は所有者の責任で低層階の給水栓を共用するなどにより対処する
こと。
- 9 条例・規程等の遵守
この条件承諾書に掲げることのほか、特例直結直圧式による給水装置の管理、水の使用等について、川
崎市水道条例、川崎市水道条例施行規程等を遵守すること。
- 10 この条件承諾書に掲げる事項を使用者等に周知徹底し、特例直結直圧式による給水に起因する紛争等
については当事者間で解決し、本市には一切迷惑をかけること。